令和７年度

鳥取県交通安全実施計画

鳥取県交通安全対策会議

ま　え　が　き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、県内の陸上交通の安全に関する長期的な施策の大綱として令和３年度に作成した「第 11 次鳥取県交通安全計画」（令和３年度から令和７年度）を着実に推進していくため、国の指定地方行政機関及び県等の関係機関が令和７年度中に取り組む施策について、継続的に取り組む施策に加えて、令和７年度の主な実施内容を枠囲み内で整理してとりまとめたものである。

令和６年中の県内の交通事故は、発生件数 622 件（前年比 34 件減少（-5.2%）、重傷者数 124 人（前年比 18 人増加（＋17.0%））、死者数 15 人（前年比１人増加(+7.1%)）となり、発生件数は２年ぶりに減少に転じたものの、重傷者数、死者数は前年よりも増加する結果となった。

第 11 次鳥取県交通安全計画の目標である「死者数、重傷者数を可能な限りゼロに近づける」の達成のため、安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び国の指定地方行政機関等が相互に緊密な連携を図るとともに、市町村、関係機関及び団体が一層の連携を強化して、この実施計画に定める施策を効果的に推進し、交通事故のない鳥取県の実現を目指すこととする。

【第 11 次鳥取県交通安全計画の目標】

①道路交通　年間交通事故死者数　16 人以下（可能な限りゼロに近づける）
　　年間交通事故重傷者数　85 人以下（可能な限りゼロに近づける）

②鉄道交通　乗客の死者数ゼロを目指す
　　運転事故全体の死者数ゼロを目指す

③踏切道　　踏切事故件数ゼロを目指す

目　次

第１章　道路交通の安全に関する施策 1
第１節　道路交通環境の整備 1
１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備..... 1
２　高規格道路等の早期整備と活用促進による生活道路との機能分化..... 3
３　幹線道路における交通安全対策の推進 4
４　交通安全施設等整備事業の推進 8
５　高齢者等の移動手段の確保・充実 9
６　歩行空間のバリアフリー化 10
７　無電柱化の推進 10
８　効果的な交通規制の推進 10
９　自転車利用環境の総合的整備 11
10　高度道路交通システム（ＩＴＳ）の活用 11
11　交通需要マネジメントの推進 12
12　災害に備えた道路交通環境の整備 12
13　総合的な駐車対策の推進 14
14　道路交通情報の充実 15
15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備 15
第２節　交通安全思想の普及徹底 17
１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 17
２　効果的な交通安全教育の推進 21
３　交通安全に関する普及啓発活動の推進 22
４　交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 27
５　住民の参加・協働の推進 27
第３節　安全運転の確保 27
１　運転者教育等の充実 27
２　障がい者に対する配慮 30
３　安全運転管理の推進 30
４　自動車運送事業者の安全対策の充実 30
５　交通労働災害の防止等 32
６　道路交通に関する情報の充実 33
７　エコドライブの推進 33
第４節　車両の安全性の確保 33
１　自動運転車の安全対策・普及の推進 33
２　自動車アセスメント情報の提供等 34
３　自動車の検査及び点検整備の充実 34
４　リコール制度の充実・強化 35
５　自転車の安全性の確保 35
第５節　道路交通秩序の維持 36
１　交通指導取締りの強化等 36
２　交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進 37
３　暴走族等に対する取組 37
第６節　救助・救急活動の充実 38
１　救助・救急体制の整備 38
２　救急医療体制の整備 39
３　救急関係機関の協力関係の確保等 40

第７節　被害者支援の充実と推進 40
１　自動車損害賠償保障制度の充実等 40
２　損害賠償の請求についての援助等 40
３　交通事故被害者支援の充実強化 41
第８節　交通事故原因の調査研究の推進 41
１　調査研究の推進 41
２　情報の共有 42
第２章　鉄道交通の安全に関する施策 43
第１節　鉄道交通環境の整備 43
１　鉄道施設等の安全性の向上 43
２　運転保安設備等の整備 43
第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及 44
第３節　鉄道の安全な運行の確保 44
１　保安監査の実施 44
２　運転士の資質の保持 44
３　安全上のトラブル情報の共有・活用 45
４　気象情報等の充実 45
５　大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 45
６　運輸安全マネジメント評価の実施 45
７　計画運休への取組 46
第４節　鉄道車両の安全性の確保 46
第５節　救助･救急活動の充実 46
第６節　被害者支援の推進 46
第７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止 46
第３章　踏切道における交通の安全に関する施策 48
第１節　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進. 48
第２節　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 48
第３節　踏切道の統廃合の促進 49
第４節　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置..... 49

第１章　道路交通の安全に関する施策

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課・交通指導課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県県土整備部（道路企画課・道路建設課）、県教育委員会事務局（体育保健課）

（１）生活道路における交通安全対策の推進

ア　ゾーン 30 及びゾーン 30 プラス

生活道路における交通事故が多いエリア等において、通過交通の排除や交通指導取締りによる車両速度抑制等のゾーン対策に取り組み、面的かつ総合的な事故抑止対策を推進し、子どもや高齢者等の歩行者・自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

イ　交通規制等

県公安委員会、警察において、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。

ウ　道路交通環境の整備

道路管理者と交通管理者（交通規制及び交通管制）との連携を強化し、次の対策を実施する。

（ア）歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策

（イ）ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策

（ウ）外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の進入及び速度抑制対策

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課・道路建設課）】

○　歩道の整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所 ※歩道の新設・拡幅を伴うもの	R7 当初予算 事業費
ＩＣアクセス道路整備事業	国道 179 号はわいバイパス（湯梨浜町田後～はわい長瀬）	735,000
社会資本整備総合交付金(県道改良)	県道鳥取河原線（鳥取市菖蒲）ほか 2 箇所	41,000
社会資本整備総合交付金(広域連携)	県道網代港岩美停車場線（岩美町田後）ほか 2 箇所	220,000
防災・安全交付金（国道改築）	国道 183 号（日南町萩原）	1,000
防災・安全交付金(県道改良)	県道鳥取鹿野倉吉線(鳥取市高住～良田)ほか 18 箇所	1,160,356
防災・安全交付金（市町村代行）	町道中山インター線（大山町赤坂～下甲）	1,000
都市計画事業(街路事業)	街路両三柳中央線（米子市両三柳）ほか 2 箇所	526,000
防災・安全交付金（街路事業）	街路上井羽合線（倉吉市上井）ほか 1 箇所	215,000
防災・安全交付金(交通安全)	国道 183 号（日南町新屋）ほか 9 箇所	229,191

通学路安全対策事業	県道倉吉東伯線（倉吉市国府）ほか 35 箇所	1,055,100
	計	4,183,647

【鳥取河川国道事務所】
○　国道９号　鳥取市白兎　　工事着手

（２）通学路における交通安全の確保

ア　関係機関と連携した合同点検の実施や対策の推進

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、保育所等対象施設の所管機関、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、歩道整備の推進や通行規制、交通指導取締りなどハード・ソフトの両面から必要な対策を緊急性に応じて早急に講じる。

イ　通学路の歩道整備等の推進

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童及び幼児の通行の安全を確保するため、通学路の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の整備の拡充を図る。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課、道路建設課）】
○　通学路の歩道整備やカラー舗装等の整備推進　　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
通学路安全対策事業	県道倉吉東伯線（倉吉市国府）ほか 39 箇所	1,092,900
都市計画事業（街路事業）	街路両三柳中央線（米子市両三柳）ほか 2 箇所	526,000
	計	1,618,900

【鳥取河川国道事務所】
○　国道９号　　岩美郡岩美町蒲生　　設計着手
○　国道２９号　八頭郡八頭町徳丸　　設計促進
○　国道２９号　八頭郡八頭町安井宿　　工事促進
○　国道５３号　鳥取市河原町布袋　　工事着手
【倉吉河川国道事務所】
○　国道９号　　米子市淀江町佐陀　　支障移転促進、工事着手

（３）高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア　多くの高齢者、障がい者等が利用する施設周辺の整備

駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜、勾配の改善、音響式信号機や高度化 PICS、歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

併せて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑化を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等を推進する。

イ　バリアフリー化の推進

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を図る。

ウ　駐車違反等の取締り

（ア）悪質、迷惑性の高い駐車違反の取締り

交差点内、横断歩道上等で、悪質、迷惑性の高い場所に駐車している放置車両に対する取締りを強化する。

（イ）自転車マナーアップの推進

視覚障がい者用点字ブロック上に自転車を放置しない、歩道では車道寄りを徐行して通行するなど、自転車利用者のマナーアップを図る。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　歩行空間のバリアフリー化　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	県道伏野覚寺線（湖山町北工区）ほか 1 箇所	16,000

【県警察本部（交通企画課）】

○　交通安全施設の整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7当初予算事業費	備　　考
信号機等整備事業	県内全域	446,906	音響式信号機、信号灯器LED化、エスコートゾーン、路側式標識高輝度化

節	**第１節　道路交通環境の整備**
項目	**２　高規格道路等の早期整備と活用促進による生活道路との機能分化**
実施機関	**中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県県土整備部（道路企画課・道路建設課）**

（１）高規格道路等の早期整備と活用促進

高規格道路等の事故率の低い道路の早期整備と利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車に配慮した道路交通を形成する。

主な実施内容

【県県土整備部（道路建設課）】

○　地域高規格道路の整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
地域高規格道路整備事業	国道 181 号江府道路（江府町佐川～武庫）ほか 2 個所	3,170,000

（２）生活道路の機能分化

高規格道路等から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な

機能分化を推進する。

主な実施内容
【県県土整備部（道路建設課）】 ○　道路ネットワークの整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
IC アクセス道路整備事業	国道 179 号はわいバイパス（湯梨浜町田後～はわい長瀬）	735,000

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	３　幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、西日本高速道路株式会社、県警察本部（交通企画課、高速道路交通警察隊）、県農林水産部（農地・水保全課、県産材・林産振興課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業は、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

ア　事故危険区間の選定

死傷事故率の高い区間や事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

イ　対策の立案・実施

地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

ウ　対策効果の分析・評価

対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

主な実施内容		
【鳥取河川国道事務所】		
○　国道９号	鳥取大橋東詰交差点	設計促進
【倉吉河川国道事務所】		
○　国道９号	琴浦地区交差点（八橋）	設計促進
○　国道９号	西伯郡大山町下甲	工事促進
○　国道９号	米子市淀江町佐陀	支障移転促進、工事着手

（２）事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の高い幹線道路の区間や潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、道路管理者、警察が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

ア　道路利用者への周知

事故データや市町村、地域住民からの指摘、ビッグデータの活用等により集中的に対策を講じるべき事故発生の危険性が高い特定の区間を明確化し、道路利用者に周知を図る。

イ　対策の立案・実施

地域住民への注意喚起や事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。

ウ　対策効果の評価

対策完了後の効果を評価し、評価結果を次の新たな対策の検討に反映する。

主な実施内容
【県県土整備部（道路企画課）】 ○　道路ネットワークの整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
防災・安全交付金(交通安全)	国道 431 号（米子市皆生新田～上福原）	5,000

（３）幹線道路における交通規制

ア　一般道路

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、適正な規制を実施する。

イ　新規供用の高規格道路等

道路の構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施する。

ウ　既供用の高規格道路等

交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。

（４）重大事故の再発防止

重大事故が発生した際は、緊急点検を実施して速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

（５）適切に機能分担された道路網の整備

ア　高規格道路等の早期整備

一般道路に比べて安全性の高い高規格道路等の早期整備と交通流の転換促進を図り、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

イ　高規格道路等の利便性向上及び安全性確保

高規格道路等の暫定２車線区間の付加車線整備、早期４車線化を図り、利便性の向上とともに安全性を確保する。

ウ　交通の効果的な分散

バイパス、環状道路等の整備の推進により通過交通の排除及び交通の効果的な分散を図る。

エ　生活道路における道路交通環境の整備

生活道路においては、交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

オ　交通結節点へのアクセス道路の整備

道路混雑の解消等円滑な交通流を確保するため、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備を実施する。

主な実施内容
【鳥取河川国道事務所】 ○　国道 29 号津ノ井バイパス（広岡～西大路）　調査設計 【倉吉河川国道事務所】 ○　山陰道北条道路　設計、用地、工事促進 ○　山陰道米子道路付加車線　工事促進 【西日本高速道路株式会社】 ○　中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 IC～米子 IC）４車線化工事促進

【県県土整備部（道路建設課）】

○　地域高規格道路の整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
地域高規格道路整備事業	国道 181 号江府道路（江府町佐川～武庫）ほか 2 個所	3,170,000

（６）高規格道路等における事故防止対策の推進

高規格道路等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、暫定２車線の解消、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

ア　事故誘発要因の分析

事故多発地点のうち緊急度の高い箇所について、事故要因の詳細な分析を行い、これに基づいた対策を実施する。

イ　はみ出し防止

暫定２車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、中央分離帯にラバーポール等に代わるワイヤロープ防護柵の新設、幅広簡易ポストコーンの設置、凹凸型路面標示及び導流帯レーンマークの設置等を推進する。

ウ　逆走等防止

逆走及び歩行者、自転車等の立ち入り事案による重大事故防止のため、警戒看板の増設、カラー舗装による路面標示及びラバーポールの新設を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。

エ　渋滞区間における事故防止

渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行う。

オ　非常駐車帯の適正利用

故障車、緊急時の車両及び道路管理車両等が停車することを目的に設置された非常駐車帯について、故障等を除き駐停車することは道路交通法違反であることの広報を積極的に行う。

カ　快適な道路走行環境の確保

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、暫定２車線の解消、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。

キ　道路交通情報の提供

道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する ETC2.0 等の普及を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　はみ出し防止対策　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
防災・安全交付金(交通安全)	休止	0

（７）農林道における事故防止対策の推進

中山間地域の多い本県にとって、農林道は、農林産物等の運搬だけでなく、幹線道路へのアクセスや生活道路としての役割を担うなど、農山村地域の生活に密着した重要な役割を担っている。このため、農林道の舗装・改良及び交通安全施設の整備を行うとともに施設管理者へ事故防止に配慮した維持管理の啓発を図る。

（８）改築等による交通事故対策の推進

ア　歩行者及び自転車通行環境の整備

歩道等の新設・拡幅、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備を図る。

イ　交差点改良

交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、右折レーンの設置等の交差点改良を推進する。

ウ　道路の利用実態との調和

交通流の実態を踏まえつつ、路上駐停車対策等の推進を図る。

エ　歴史的地区における対策

歴史的街並みや環境等の残る地区において、地区内への誘導路、生活道路等の整備を推進し、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離する。

主な実施内容

【鳥取河川国道事務所】

○歩道の拡幅

国道９号　　鳥取市白兎　　用地着手、工事着手

【倉吉河川国道事務所】

○　国道９号　　米子市加茂町２丁目、久米町、陰田町　　設計促進

【県県土整備部（道路企画課）】

○　交差点の改良　　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
防災・安全交付金（交通安全）	県道渡余子停車場線（境港市渡町～竹内町）ほか 11 箇所	108,000
通学路安全対策事業	県道若葉台東町線（鳥取市吉方１丁目～御弓町）ほか２箇所	26,000
	計	134,000

○　自転車通行環境の整備　　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
防災・安全交付金（交通安全）	国道 431 号（米子市夜見町～境港市新屋町）	18,000

（９）交通安全施設等の高度化

ア　信号機

交通状況の変化に合理的に対応できるように、信号機の集中制御化、多現示化、右折感応化等の高度化のほか、視認性の向上に資する信号灯器のＬＥＤ化を推進する。

イ　その他の施設等

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化や、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	４　交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	中国総合通信局、中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）交通安全施設等の効果的維持管理

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

主な実施内容

【県警察本部（交通企画課）】

○　信号制御機の更新　（単位：千円）

事業名	更新予定基数	R7 当初予算 事業費
信号機等整備事業	75 基	190,488

（２）歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

ア　「ゾーン 30 及びゾーン 30 プラス」等における対策

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン 30 及びゾーン 30 プラス」等による車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進し、安全安心な歩行空間を確保する。

イ　少子高齢社会への対応

歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全安心な歩行区間の確保を図る。

ウ　歩行者・自転車の安全な空間の確保

自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等を推進する。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　歩行空間のバリアフリー化　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	県道伏野覚寺線（湖山町北工区）ほか 1 箇所	16,000

（３）幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。

（４）交通円滑化対策の推進

信号機の高度化、交差点の改良等を推進するほか、駐車対策を実施することによる交通容量の拡大を図る。

また、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

（５）高度道路交通システム（ＩＴＳ）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化等の信号制御の改良

を図るほか、最先端の情報通信技術（ＩＣＴ）等を用いて、安全で快適な道路環境の実現を図る。

主な実施内容
【中国総合通信局】 ○　ITS に関わる無線技術、周波数等に関して要請に応じた関係機関との連携

（６）道路交通環境整備への道路利用者の意見の反映

「県民の声」や「標識ＢＯＸ、信号機ＢＯＸ」等で寄せられた道路利用者からの意見を踏まえ、道路交通環境の整備を推進する。

（７）連絡会議等の活用

警察と道路管理者が設置している「鳥取県道路交通環境安全推進連絡会議」や「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	５　高齢者等の移動手段の確保・充実
実施機関	県輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興課、交通政策課）、中国運輸局鳥取運輸支局

高齢者をはじめとする地域住民や観光客の周遊行動を支える移動手段の確保に向け、地域公共交通計画を策定し、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

また、公共交通等による移動の利便性を向上させる革新的統合移動サービス（MaaS：地域住民や観光客一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス）の導入に向けた検討を進め、高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。

主な実施内容
【県輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興課、交通政策課）】 ○　交通事業者、住民、市町村との連携・協力の下、地域の実情に応じた公共交通空白地有償運送や共助交通など様々な交通資源を組み合わせたコミュニティ・ドライブ・シェアにより、持続可能な移動手段の確保・維持を支援 ○　東部・中部・西部地域で策定している「地域公共交通計画」に基づく公共交通の再編・利便性の向上 ○　官民連携による「鳥取県 MaaS エコシステム共創コンソーシアム（ToMEC）」を通じ、様々な産業と公共交通の連携、まちづくりと交通のあり方等を検討 ○　バス情報の国際標準化・オープン化による各種経路検索サイト利用者の利便性の向上 【中国運輸局鳥取運輸支局】 ○　国土交通省では、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を令和６年度に設置。令和７年度～９年度を「交通空白解消・集中対策期間」として位置づけ、交通空白解消に向けた対策などを強化することとなっていることから、地域が抱える「交通空白」等地域の移動手段の確保・充実に向け、自治体等と協力・支援を実施

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	６　歩行空間のバリアフリー化
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

高齢者や障がい者等を含めたすべての人が安全に安心して参加、活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化（誰もが歩きやすい幅の歩道の整備、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機の設置等）を積極的に推進する。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　歩行空間のバリアフリー化　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	県道伏野覚寺線(湖山町北工区）ほか１箇所	16,000

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	７　無電柱化の推進
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全・円滑な交通確保を図るため、無電柱化に取り組む。

主な実施内容

【鳥取河川国道事務所】

○　国道２９号　千代水電線共同溝　　工事促進

【倉吉河川国道事務所】

○　国道９号　　米子地区電線共同溝　　工事促進

【県県土整備部（道路企画課）】

○　無電柱化　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
無電柱化推進事業	県道倉吉青谷線(倉吉市八屋～山根)ほか 3 箇所	48,000

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	８　効果的な交通規制の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課）

交通実態等を踏まえ、交通規制について点検・見直しを図るとともに、安全で円滑な交通流の維持を図るため、ソフト・ハード両面での総合的な対策を推進する。

最高速度規制については、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案した見直しを計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	９　自転車利用環境の総合的整備
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県輝く鳥取創造本部（観光戦略課）県生活環境部（くらしの安心推進課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）安全で快適な自転車利用環境の整備

地球環境に優しく、心身の健康維持にも効果的な自転車の多面的な利用を促進する。

また、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、サイクルツーリズムやサイクルスポーツの推進も視野に入れた自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

（２）自転車等の駐車対策の推進

自転車駐車場等の整備を推進する。

（３）放置自転車の整理・撤去

駅前広場における放置自転車等の整理・撤去及び違法駐車防止の取組を推進する。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	10　高度道路交通システム（ＩＴＳ）の活用
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、中国経済産業局、中国総合通信局、西日本高速道路株式会社、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術（ＩＣＴ）等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである高度道路交通システム（ＩＴＳ）を引き続き推進する。

（１）道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するＶＩＣＳの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

主な実施内容
【中国総合通信局】 ○　VICS に関わる無線技術、周波数等に関して要請に応じた関係機関との連携

（２）ＥＴＣ2.0 の展開

ＥＴＣの通信技術をベースとしたＥＴＣ2.0 対応カーナビ及びＥＴＣ2.0 車載器により、料金収受に加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスが提供されている。

今後、ＥＴＣ2.0 から得られる経路情報を活用した新たなサービスとして、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する措置や商用車の運行管理支援などを展開することとされており、ＥＴＣ2.0 サービスの普及・促進を展開していく。

最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車を一体のシステムとして安全性及び快適性を実現する。

主な実施内容
【中国総合通信局】 ○　ETC2.0 に関わる無線技術、周波数等に関して要請に応じた関係機関との連携

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	11　交通需要マネジメントの推進
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県輝く鳥取創造本部（交通政策課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）輸送効率の向上

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑を図るため、交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加え、パークアンドライドの推進、情報提供の充実等により、輸送効率の向上を図る。

（２）公共交通機関の利用促進

地域における移動ニーズに対し、地域公共交通計画の策定を推進し、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。

また、革新的統合移動サービス（MaaS）の導入に向けた検討を進め、地域や観光地の移動手段の確保・充実や利便性向上を図る。さらに、コロナ禍等を契機に交通事業者の経営が危ぶまれていることから、地域一丸となった利用促進運動を展開し、公共交通機関の維持・活性化を図る。

主な実施内容
【県輝く鳥取創造本部（交通政策課）】 ○　東部・中部・西部地域で策定している「地域公共交通計画」に基づく公共交通の再編・利便性の向上 ○　バス情報の国際標準化・オープン化による各種経路検索サイト利用者の利便性を向上 ○　行政、民間、JR 等の交通事業者等で組織する協議会による「公共交通乗って ecoh（行こう）！県民運動」や「ノーマイカー運動」の全県的な実施 ○「バス・鉄道乗ってまもり隊」運動による行政職員の率先した公共交通機関利用を促進

（３）渋滞ピーク時間帯からの分散

コロナ対策として推奨されていた「新しい生活様式（リモートワーク、時差出勤等）」の実施期間中は、鳥取都市圏の複数の主要渋滞箇所で旅行速度の向上が確認された。

このことから、交通需要マネジメントの一環として行動変容（時差出勤、フレックスタイム制の導入など）の有益性を企業及び市民に対して広報し、通勤渋滞ピーク時間帯からの分散を促す取組を実施する。

主な実施内容
【鳥取河川国道事務所】 ○ 国道 29 号国体道路交差点（鳥取市徳尾）を対象に「朝の渋滞ピーク時からの分散」を促す広報活動（行政広報誌の掲載、ポスター掲示）を展開

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	12　災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、鳥取地方気象台、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）災害に備えた道路の整備

ア　応急活動

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

イ　豪雨・豪雪時等

道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

ウ　津波

津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。

エ　防災拠点

地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

オ　ネットワークの構築

ミッシングリンクの解消や高規格道路の４車線化、一般道の防災上の課題の解消などを推進し、災害に強い道路ネットワークを構築する。

主な実施内容

【鳥取河川国道事務所】

○　国道３７３号　志戸坂峠防災　　設計促進・用地促進・工事着手

【県県土整備部（道路企画課）】

○　橋梁の耐震対策　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
道路メンテナンス事業	県道鳥取鹿野倉吉線（徳尾大橋）ほか 43 箇所	1,144,166

【県県土整備部（道路企画課）】

○　道路斜面等の防災対策　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費
防災・安全交付金(災害防除)	県道岩美八東線(八頭町富枝)ほか 94 箇所	259,000
土砂災害対策道路事業	国道 482 号（鳥取市佐治町余戸）ほか 6 箇所	89,000
	計	348,000

（２）災害に強い交通安全施設等の整備

ア　交通安全施設等の整備

災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。また、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進するとともに災害協定に基づく発動発電機の活用等により、安全で円滑な道路交通の確保に努める。

イ　交通規制

通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための情報を共有し、また、交通規制資機材の整備を推進する。

（３）災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

（４）災害発生時における情報提供の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山

噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。

雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「キキクル（大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報の危険度分布）」や雨雲の動き及び今後の雨、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、冬季においては積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

また、インターネット、あんしんトリピーメール、X（旧ツイッター）、防災アプリ等を活用した情報提供を推進する。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	13　総合的な駐車対策の推進
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課、交通指導課）、県福祉保健部（福祉保健課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）、西日本高速道路株式会社

（１）きめ細やかな駐車規制の推進

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。

（２）違法駐車対策の推進

ア　地域の実態に応じた取締り

悪質、迷惑性の高い違反の取締りはもとより、地域の交通実態や取締り要望、さらには駐車監視員活動ガイドラインに基づく取締りを推進する。

また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で、必要があると認められる場合には、駐車監視員活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。

イ　責任の追及

運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対しては、速やかに必要な手続きを経て使用制限命令を発出するなど、使用者責任を追及する。

他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

（３）駐車場等の整備

駐車規制及び違法駐車の取締りの推進と併せて、施設管理者等による駐車場の整備と有効活用を推進する。

なお、障がい者等が優先して駐車できる「ハートフル駐車場利用証制度」に配慮した駐車場の整備を推進する。

さらには高規格道路の休憩施設における駐車マス不足に対応するため、駐車マスの拡充を実施すると共に、「道の駅」の拡充等高規格道路外の休憩施設等の活用を推進する。

（４）違法駐車等締め出し気運の醸成・高揚

ア　広報啓発活動の実施

県民への積極的な広報及び啓発活動を行う。

イ　関係機関、団体との連携

関係機関、団体等との連携強化と地域交通安全活動推進委員の積極的な活用を図る。

ウ　車いす使用者等駐車場の適正利用

車いす使用者等駐車場の適正利用について普及啓発を図る。

（５）ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、市町村や道路管理者等に対する路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	14　道路交通情報の充実
実施機関	中国総合通信局、中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）

（１）情報収集・提供体制の充実

安全で円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ等による情報収集やリアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するＶＩＣＳの整備を推進する。

（２）高度道路交通システム（ＩＴＳ）を活用した道路交通情報の高度化

高度道路交通システム（ＩＴＳ）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するＶＩＣＳやＩＴＳスポットの整備・拡充を図るとともに、ＥＴＣ2.0 対応カーナビ及びＥＴＣ2.0 車載器を活用し、料金収受のほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供が行われるＥＴＣ2.0 サービスにより、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

主な実施内容
【中国総合通信局】 ○　ITS に関わる無線技術、周波数等に関して要請に応じた関係機関との連携

（３）分かりやすい道路交通環境の整備

交通規制の実効を図るため、視認性・耐久性に優れた高輝度標識等の整備を推進する。

また、利用者のニーズに即した分かりやすい標識及び道路情報板の整備を推進するとともに、案内標識の英語表記の改善、多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　高規格道路ネットワークの路線番号の表示　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
防災・安全交付金（交通安全）	国道１８１号（米子市角盤町ほか）	1,128

節	第１節　道路交通環境の整備
項目	15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、西日本高速道路株式会社、県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（まちづくり課）、県県土整備部（道路企画課、道路建設課）、中国運輸局鳥取運輸支局

（１）道路の使用及び占用の適正化等

ア　道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

イ　不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に、市街地について重点的にその是正を実施する。

ウ　道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故及び渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

主な実施内容
【鳥取河川国道事務所】 ○　鳥取地方国道占用調整協議会の開催（占用者との連絡調整会議　年１回開催） ・　鳥取河川国道管理区間における道路工事計画及び占用工事計画の報告 ・　掘削抑制期間、占用物件の安全点検等に係る指導等 【県県土整備部（道路企画課）】 ○　占用者との連絡調整会議の開催（各県土整備事務所単位で年１回開催） ・　道路占用を伴う工事計画（箇所・時期等）の確認及び関連工事等との調整 ・　工事実施時の安全確保及び工事後の適切な現状復旧の徹底に係る指導等

（２）休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進する。

（３）子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による交通事故防止及び都市における良好な生活環境づくり等を図るため、子どもの遊び場等となる都市公園等の整備を推進する。

主な実施内容

【県生活環境部（まちづくり課）】

○　都市公園施設の整備・更新の実施　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算 事業費	備　　考
都市公園整備事業	東郷湖羽合臨海公園	202,000	南谷公園再整備

（４）道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

（５）冬期の安全な道路交通の確保

ア　安全な道路交通の確保

適時適切な除雪や凍結防止剤の散布、消融雪装置等の整備、チェーン着脱場の整備等を推進する。

イ　道路情報提供の推進

県県土整備部が路面情報等を道路利用者に提供している「とっとり雪みちＮａｖｉ」や国土交通省鳥取河川国道事務所が提供している「とうげんきょう」など、引き続き道路情報提供を推進する。

ウ　積雪時における歩道の確保

必要に応じて、歩道除雪区間の見直しを図るほか、除雪機械の整備やボランティアによる除雪の支援など、積雪時にも安心な歩道の確保に努める。

エ　降雪に伴う車両滞留発生時の対応

積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の解消に長時間を要すると見込まれる場合において、自治体等関係機関と連携を図り、要請などがあれば、中国地方整備局・中国運輸局・鳥取県・西日本高速道路株式会社にて策定した「鳥取県における雪害時の乗員保護支援計画」などに基づいて滞留車両の乗員への物資の提供、安全確保等の乗員保護支援を行う。

車両滞留が事業用自動車のノーマルタイヤでの運行によるスタックに起因する場合、中国地方整備局からの通報に基づき、当該車両の運行事業者に対する指導を実施する。

主な実施内容

【県県土整備部（道路企画課）】

○　雪崩予防柵や消雪装置などの整備　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
防災・安全交付金（雪寒）	県道矢口鹿野線（鳥取市下坂本）ほか 16 箇所	94,000

【県県土整備部（道路企画課）】

○　除雪作業の実施　（単位：千円）

事業名	事業箇所	R7 当初予算事業費
除雪事業	県内全域	210,000
除雪事業（補助）	県内全域	880,001
県と市町村の事務の連携･共同処理事業(除雪委託)	県内全域	99,999
	計	1,190,000

節	第２節　交通安全思想の普及徹底
項目	１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課、運転免許課）、県福祉保健部（障がい福祉課、長寿社会課）、子ども家庭部（子育て王国課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県教育委員会事務局（社会教育課、体育保健課）

年齢等の段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、安全に道路を通行するために必要な技能と知識の習得及びその必要性についての理解が深まるよう努める。

（１）幼児に対する交通安全教育の推進

ア　効果的な交通安全教育の推進

幼児に対し、心身の発達段階や地域の実情に応じて基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園において、家庭及び関係機関と連携・協力を図りながら、教育機材を利用した効果的な交通安全教育を計画的かつ継続的に推進する。

イ　関係機関・団体による交通安全教育の支援等

関係機関・団体は、幼稚園、保育所、認定こども園において行われる交通安全教育を支援するとともに、園児に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

また、幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

（２）小学生に対する交通安全教育の推進

ア　効果的な交通安全教育の推進

道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行する意識及び能力を高めるため、小学校において、家庭、関係機関等と連携・協力を図りながら、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用と乗車用ヘルメットの着用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

イ　関係機関・団体による交通安全教育の支援等

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

また、通学路等の生活道路において、児童が安全に行動するための指導や児童の保護者には、子どもに自転車を利用させるときの乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等への加入について理解を深めるための交通安全講習会等の開催を促進し、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入を推進する。

主な実施内容
【県教育委員会事務局（体育保健課）】 ○　学校安全指導者養成研修（中央研修）への教員派遣　令和７年７月 ○　鳥取県学校安全研修会の開催　令和７年１１月 ・　対象　小、中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の学校安全担当教員等 鳥取大学附属学校、私立学校の学校安全担当教員等 各市町村（学校組合）教育委員会担当者

（３）中学生に対する交通安全教育の推進

ア　効果的な交通安全教育の推進

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるため、中学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用と乗車用ヘルメットの着用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

イ　関係機関・団体による交通安全教育の支援等

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう、指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、補完的な交通安全教育の推進を図る。

また、通学路等の生活道路における生徒への安全行動の指導や生徒の保護者には、子どもに自転車を利用させるときの乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等に加入するよう、理解を深めるための交通安全講習会等の開催を促進する。

主な実施内容
【県教育委員会事務局（体育保健課）】［再掲］ ○　学校安全指導者養成研修（中央研修）への教員派遣　令和７年７月 ○　鳥取県学校安全研修会の開催　令和７年１１月 ・　対象　小、中、高等学校、義務教育学校、特別支援学校の学校安全担当教員等 鳥取大学附属学校、私立学校の学校安全担当教員等 各市町村（学校組合）教育委員会担当者

（４）高校生に対する交通安全教育の推進

ア　効果的な交通安全教育の推進

高等学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車

を安全に利用するための乗車用ヘルメットの交通事故被害軽減効果と必要性について理解を深めさせ、自転車利用時に乗車用ヘルメットを着用させるとともに、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避等について理解させ、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるよう、運転免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、ヘルメット着用及び交通ルール遵守等について、交通安全教室等の開催を促進する。

イ　関係機関・団体による交通安全教育の支援等

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう、指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するなどして交通安全教育を一層推進するほか、教員等を対象とした講習会等を実施する。

主な実施内容
【県教育委員会事務局（体育保健課）】［一部再掲］ ○　学校安全指導者養成研修（中央研修）への教員派遣　令和７年７月 ○　鳥取県学校安全研修会の開催　令和７年１１月 ・　対象　小、中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の学校安全担当教員等 鳥取大学附属学校、私立学校の学校安全担当教員等 各市町村（学校組合）教育委員会担当者

（５）成人に対する交通安全教育の推進

ア　効果的な交通安全教育の推進

自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、指定自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・マナーの向上を目標とし、各種交通安全講習を実施する。

また、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の安全な通行が確保されるよう、道路を横断する歩行者の安全確保、高齢運転者標識や身体障がい者標識等表示車に対する思いやり運転の推進、自転車の安全な通行を確保するための安全な車間距離の確保など、条例の取組が県民一丸となって推進されるよう啓発を行う。

さらに、自転車利用時の乗車用ヘルメット着用については、道路交通法において努力義務とされたことも踏まえ、改めて成人に対しても子どもたちの模範となるよう、致死率低減の着用効果等の理解の促進を図り、一層の着用を推進する。

イ　事業所における安全運転管理の活発化

各事業所の安全運転管理者に対しては、遺漏なく法定講習に参加させるなどして、事業所における積極的な交通安全教育など自主的な安全運転管理の活発化を図る。

また、地域における交通安全に関する活動への参加や、通学時間帯の通行を控えるなど通学路における子どもの安全な通行確保のための配慮などに努めるよう働きかけを行う。

ウ　関係機関・団体における活動の促進

公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

主な実施内容
【県教育委員会事務局（社会教育課）】 ○　研修会等の機会を捉えてチラシを配布する等、交通安全の啓発を図る。

（６）高齢者に対する交通安全教育の推進

本県の交通死亡事故において、近年、高齢者が被害者又は加害者となる割合が増加傾向にあることから、高齢者に対し、加齢に伴う身体機能又は認知機能の変化が道路における安全な交通行動に及ぼす影響について理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践してもらうことができるように努める。

また、交通ルール等に関する理解が十分でない高齢者に対しては、歩行者及び自転車利用者の心得等について理解させるとともに、安全な運転に必要な知識・技能を修得させるため、通行の様態に応じた参加・体験･実践型の講習会の実施に努める。

ア　身体機能等の状態の把握

加齢に伴う身体機能又は認知機能の変化が道路における安全な交通行動に支障を及ぼすおそれがあることについて理解し、それぞれの状態に応じた適切な安全行動をとるよう促すため、高齢者に対し、自らの身体機能又は認知機能の状態を把握し、必要に応じて、医療関係者、関係行政機関その他の適切な者から運転に際して注意すべき事項その他の安全に道路を通行するための助言を受けるよう啓発する。

イ　交通安全指導者の養成等

加害・被害事故防止に向けた地域における高齢者への交通安全教育が推進されるよう、交通安全指導担当者の確保と養成、指導体制の充実に努めるとともに、高齢者同士の相互啓発により交通安全意識の向上を図るため、高齢者交通安全協力者、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）、地域の高齢者に影響のある者等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、高齢者が安全運転サポート車に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。

ウ　多様な機会を活用した交通安全教育

関係団体、交通ボランティア、医療機関及び福祉施設関係者等と連携した交通安全教室等の開催や高齢者に対する社会教育の場面・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

エ　家庭訪問による個別指導

福祉関係者や民間ボランティア等と連携し、運転免許を持たない高齢者や独居高齢者等交通安全教育を受ける機会の少ない者を中心に、家庭訪問による個別指導や助言等が地域ぐるみで行われるよう働きかける。

オ　反射材用品の活用促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行中及び自転車利用中の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライトの自主的な活用が推進されるよう､参加･体験・実践型の交通安全教育を通じて視認効果、使用方法の理解を深めさせるとともに、高齢者による歩行者用反射材用品の使用が推進されるよう、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の貼付を推奨する。

カ　高齢者講習等の推進

高齢者講習及び更新時講習における内容の充実に努めるとともに、高齢運転者が交通安全教育を受講しやすい機会の拡大を図り、積極的な参加を推進する。

キ　電動アシスト自転車等、安全な自転車の利用

高齢者の免許返納後の移動手段の一つとして、電動アシスト自転車等が普及していくことが見込まれるため、交通安全教育を進める。

ク　電動車いす（シニアカー等）の安全な利用

今後、益々の普及が予想される電動車いす（シニアカー等）については、機種ごとに操作方法、走行性能等が異なることから、その特性を踏まえた交通安全教育、広報啓発等を推進する。

ケ　世代間交流の促進

県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めるとともに、先端技術の活用による高齢者の安全確保についても推進する。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】 ○　ＪＡ共済連鳥取寄贈反射材等の県内配布　令和７年９月 ○　自動車教習所における高齢運転者安全運転講習会の開催（県交通対策協議会） （単位：千円）

事業名	実施場所	受講者数	R7 当初予算 事業費
高齢者交通安全対策事業	県内の指定自動車教習所	120 人	936

（７）障がい者に対する交通安全教育の推進

ア　障がいに応じた交通安全教育の推進

障がい者の自立を支援し、社会参加を推進するため、障がい者が交通安全を確保するために必要な技能及び知識を習得できるよう、関係機関・団体が連携し、地域における福祉活動の場を利用するなどして参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなどそれぞれの障がいの特性に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。

イ　関係機関と協力した広報啓発の実施

運転免許を保有していない障がい者に交通安全教育の受講機会を提供するため、関係機関・団体と協力し、訪問等による個別指導、病院施設等における広報啓発を行う。

（８）外国人に対する交通安全教育の推進

外国人を雇用する使用者等において、我が国の交通ルールに関する知識の普及などの交通安全講習が行われるよう、関係機関・団体との連携強化を推進する。

また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等を行う関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど我が国の交通ルールの周知活動を推進する。外国人運転手に対しては、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進する。

主な実施内容
【県警察本部（運転免許課）】 ○　第二種免許学科試験に英語を導入　　令和６年４月

節	第２節　交通安全思想の普及徹底
項目	２　効果的な交通安全教育の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

交通安全教育を実施するにあたっては、受講者の年齢や情報活用力、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、ＶＲ等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。

また、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

さらに、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

節	第２節　交通安全思想の普及徹底
項目	３　交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課、交通指導課）、県福祉保健部（障がい福祉課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県教育委員会事務局（体育保健課）

（１）交通安全運動の推進

ア　安心とっとり交通安全県民運動の実施

県民に対し、安心とっとり交通安全県民運動の普及及び浸透を図る。

イ　鳥取県交通マナーアップ運動の実施

県民一人ひとりが交通ルールの遵守はもとより、マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の心を醸成して実践することを通じ、交通安全思想の高揚と交通事故防止が図られるよう鳥取県交通マナーアップ運動を推進する。

ウ　関係機関・団体と連携した交通安全運動の実施

関係機関・団体等が連携し、県民参加のもとでの組織的及び継続的な交通安全運動を実施する。

エ　地域の実情に応じた取組の推進

交通安全運動の重点項目は、高齢者と子どもの交通事故防止、自転車の安全利用の推進等、全国的な交通情勢及び地域の実情に即して定める。

オ　民間団体、交通ボランティアの参加促進

民間団体、交通ボランティアの参加を促進し、地域に密着したきめ細かい交通安全活動を促進する。

カ　交通死亡事故多発警報発令時の啓発活動

交通死亡事故多発警報発令時は、関係機関と連携した緊急の啓発活動を実施し、事後の交通死亡事故等を抑止するよう努める。

キ　運動の効果検証、評価

事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

主な実施内容

【県生活環境部（くらしの安心推進課）】

○　年間を通じて実施する運動（県交通対策協議会）

安心とっとり交通安全県民運動	鳥取県交通マナーアップ運動
夕暮れ時の早期点灯運動	横断歩道ストップキャンペーン
チャイルドシート使用向上推進運動	

○　各期の交通安全運動期間（県交通対策協議会）

春の全国交通安全運動	４月６日～４月 15 日	各期の運動ごとに実施要綱を定める。
夏の交通安全県民運動	７月 14 日～７月 23 日	
秋の全国交通安全運動	９月 21 日～９月 30 日	
年末の交通安全県民運動	12 月８日～12 月 17 日	

○　期間を定めて実施する運動（目的別運動）（県交通対策協議会）

自転車等の安全利用推進運動	５月１日～５月 31 日
飲酒運転根絶！意識改革推進運動	４月上旬～５月中旬、８月中、12 月中旬～１月中旬
こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動	４月１日～４月 30 日 ９月１日～９月 30 日

○　交通安全日（県交通対策協議会）

交通安全にみんなで参加する日	毎月１日・15 日

交通事故死ゼロを目指す日	４月 10 日、９月 30 日

○　交通死亡事故多発時の緊急対策（県交通対策協議会）
　交通死亡事故多発警報発令日からおおむね 10 日間

（２）横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

歩行者に対しては、横断歩道の利用、車両の直前直後の横断禁止、信号に従う義務といった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に手のひらを見せるなどして横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】 ○　歩行者保護に関する啓発物品の作成、街頭広報等による同物品の配布（県交通対策協議会）

（３）高齢者と子どもの交通事故防止

ア　交通ルールと交通マナーの実践

高齢者や子どもが安全かつ安心して外出したり移動したりできるよう、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の習慣付けを図る。

イ　身体機能又は認知機能の変化についての広報の推進

加齢に伴う身体機能又は認知機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について広報し、高齢者の交通事故防止に関する県民意識の高揚を図る。

ウ　高齢運転者標識（高齢者マーク）の周知徹底

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の着用の徹底を図る。

また、他の年齢層には、高齢運転者標識を取り付けた自動車への思いやり運転が推進されるよう啓発を行う。

エ　「こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動」の推進

多発する高齢者の交通死亡事故に歯止めをかけ、また、次代を担う子どもの安全を確保するため、高齢運転者標識表示車に対する思いやり運転や交差点・横断歩道付近での横断歩行者の保護などの取組を推進する「横断歩道ストップキャンペーン」等について、各種広報媒体を活用しながら広く県民に浸透するよう努める。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】 ○　各種イベントを通じた広報活動の推進（県交通対策協議会） ○　SNS 等の媒体を活用した啓発活動の推進（県交通対策協議会）

（４）障がい者の交通事故防止

ア　安全な通行を確保するための声かけ等の配慮の推進

道路を通行する全ての障がい者の交通安全を確保するため、その安全な通行を妨げないようにするとともに、声かけ等それぞれの障がいの特性に応じた方法によって危険の存在を知らせるなどの配慮を行い、必要に応じ、誘導し、介助するなどの補助が行われるよう啓発を行う。

イ　車両接近通報装置の搭載及び使用の啓発

車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声その他の方法で周囲にある者に知らせる装置）の搭載が可能な自動車を購入する場合における搭載と同装置を搭載した車両を運転する際の適切な使用について啓発を行う。

ウ　自転車マナーアップの推進（再掲）

視覚障がい者用点字ブロック上に自転車を放置しない、歩道では車道寄りを徐行して通行するなど、自転車利用者のマナーアップを図る。

主な実施内容
【県福祉保健部（障がい福祉課）】 ○　あいサポート運動の一環として、障がい者への身近な配慮の推進

（５）自転車の安全利用の推進

ア　自転車利用者の安全な通行の確保

自転車利用者の安全な通行を確保するため、自動車運転者に対し、側方通過時における自転車との安全な車間距離の確保その他適切な運転操作を行うよう啓発を行う。

イ　自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

自転車利用者に対し、自転車が「車両」であることを周知するとともに、「自転車安全利用五則」を活用するなどして、乗車用ヘルメット着用を一層推進するほか、スマートフォン等の使用やイヤホン等で音楽を聴きながらの運転、夜間の無灯火運転、傘さし運転及び飲酒運転は行わないといった交通ルール及びマナーの遵守を徹底するよう啓発及び交通指導取締りを行う。

ウ　乗車用ヘルメットの着用推進

交通事故発生時における乗車用ヘルメット着用による頭部損傷の被害軽減効果と着用の必要性を啓発し、自転車を利用するすべての県民の乗車用ヘルメット着用を推進するとともに、子どもの保護者に対しては、子どもに自転車を利用させるときの乗車用ヘルメット着用が推進されるよう啓発を行う。

また、教育委員会等関係機関・団体と連携しながら、中学校だけではなく高等学校・特別支援学校においても自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、保護者等に対して休日における中・高校生の自転車利用時の乗車用ヘルメット着用を働きかける。

加えて、高齢者に対し、高齢者が被害となる交通事故が発生すれば、死亡事故等重大事故につながりやすい傾向にあることを周知し、頭部損傷の被害から身を守るための乗車用ヘルメットの着用を推進する。

エ　自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車利用者が交通事故の加害者となりうる側面を有していることについて理解を深めさせ、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、各種広報媒体を活用しながら加入しやすい保険等に関する情報を提供する。

また、子どもの保護者に対しては、子どもに自転車を利用させるときの当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう併せて啓発を行う。

オ　灯火の点灯及び反射材用品取付けの促進

自転車利用者の夜間における視認性を高め、自動車運転者による早期発見を図るため、夜間走行時の灯火の点灯及び自転車用反射材用品の取付けを促進する。

カ　登下校時の安全対策の推進

次の取組を推進し、中学生・高校生の登下校時の安全対策の推進を図る。

（ア）学校の校門前及びその付近での街頭指導の実施
（イ）交通安全講習会･交通安全教室の開催
（ウ）生徒会を中心とした活動の展開
（エ）保護者、ＰＴＡとの連携
（オ）事故発生時の連絡体制の整備及び事故現場での対処に関する指導

キ　自転車運転者講習制度の周知啓発

自転車の安全利用を推進するため、自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

ク　職場における指導啓発

通勤や業務により自転車の利用を行う職場においては、職場単位での自転車の安全利用に関する指導啓発を実施し、自転車の交通ルール遵守やマナー向上に努めるとともに、乗車用ヘルメット着用と自転車損害保険等加入の徹底を図る。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】 ○　ヘルメット着用促進事業の実施　（単位：千円）

事業名	R7 当初予算事業費
鳥取県自転車用ヘルメット着用推進協力企業事業	220
おもてなしヘルメット購入支援事業	200
計	420

（６）すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

ア　すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの正しい着用による交通事故発生時の被害軽減効果を啓発し、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底が図られるよう努める。

イ　関係機関・団体と連携した啓発活動の展開

市町村、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー（模擬衝突体験車）を用いた着用効果が実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を活用した着用徹底の啓発活動を展開する。

（７）チャイルドシートの正しい使用の徹底

ア　保護者に対する広報啓発・指導の実施

幼稚園・保育所、認定こども園、病院等関係機関と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、チャイルドシートの正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発活動を推進し、正しい使用の徹底を図る。

特に、着用率の低い年齢の保護者に対しては、その取組を強化する。

なお、６歳以上であっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもにチャイルドシートを使用させることについての広報啓発にも努める。

イ　各種支援制度の活用

市町村等が実施している各種支援・レンタル制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

（８）反射材用品の普及促進

ア　各種媒体を活用した広報啓発の推進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行中及び自転車利用中の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用しながら積極的な広報啓発を推進する。

イ　参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

反射材の視認効果、使用方法等について理解を深め、使用が徹底されるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

ウ　高齢者に対する普及促進

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、薄暮時から夜間にかけて、道路を横断中の高齢歩行者が自動車等と衝突する交通死亡事故が後を絶たないことから、特に高齢歩行者の使用が推進されるよう普及を啓発する。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】［再掲］ ○　ＪＡ共済連鳥取寄贈反射材の県内配布　令和７年９月

（９）飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

ア　交通安全教育及び広報啓発の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進する。

イ　飲酒運転を「しない、させない、許さない」規範意識の確立

交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を進め、飲酒運転を「しない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。

ウ　アルコール依存症に関する取組の推進

地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

（10）効果的な広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故の実態を踏まえた啓発広報を実施するなど、具体的で実効の挙がる広報を重点的かつ集中的に実施する。

（11）その他の普及啓発活動の推進

ア　夜間における事故実態等の周知及び違反防止の徹底

夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の大きな要因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等の事故実態、危険性を広く周知し、これらの違反の防止を徹底する。

イ　前照灯の早期点灯及び走行用前照灯（ハイビーム）の活用の推進

夕暮れ時の前照灯の早期点灯やこまめな操作による走行用前照灯（ハイビーム）の適切な活用など、夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故の危険性を認識した安全運転の励行について、広報啓発を推進する。

ウ　トンネル内の前照灯点灯の励行

トンネル内では自車の視界を確保するとともに、他車に自車の存在を知らしめるため、前照灯の点灯の励行について広報啓発を行う。

エ　事故データ等の情報提供

インターネット等を通じた事故データ及び事故多発地点に関する情報を提供し、交通事故の未然防止に向けた安全運転行動が推進されるよう啓発を行う。

オ　先進技術の情報発信

衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報をはじめ、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報発信を推進する。

カ　特定小型原動機付自転車の交通ルールに関する情報発信

県内でも徐々に増えつつある特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールについて、利用者だけでなく、販売者等にも広報啓発を図り、正しく安全に利用することができるよう、関係機関・団体と連携して情報発信を推進する。

(12) 道路交通法の改正に関する広報啓発の推進

令和６年５月に公布された道路交通法の一部改正（自転車の交通事故防止のための規定の整備）について、関係機関・団体と協力しSNS、広報紙、街頭広報等を通じた啓発活動を行い、周知を図る。

節	第２節　交通安全思想の普及徹底
項目	４　交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

（１）民間団体の主体的な活動の推進

交通安全を目的とする交通安全協会等民間団体の主体的な活動を促進する。

（２）各期の交通安全運動等を利用した取組の推進

地域団体、自動車販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各期の交通安全運動等の機会を利用した働き掛けを行う。

（３）交通指導員等の資質向上

交通指導員、交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うこと等により、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制が整備されるよう促進するとともに、交通指導員等の高齢化が進む中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い年代の参加に努める。

節	第２節　交通安全思想の普及徹底
項目	５　住民の参加・協働の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

（１）地域の実情に応じた活動の推進

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動が推進されるよう、住民の参加・協働を積極的に進める。

（２）住民参加による取組の推進

住民や道路利用者が主体的に行う「交通安全マップ」の作成や交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みの構築を図る。

節	第３節　安全運転の確保
項目	１　運転者教育等の充実
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通企画課、運転免許課）、県輝く鳥取創造本部（交通政策課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

安全運転意識及び態度を向上させるため、次の点に留意し、教育内容の充実を図る。

○　個々の運転適性を踏まえた教育
○　交通事故の悲惨さの理解を深める教育
○　自らの身体機能や健康状態について自覚を促す教育

（１）運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア　指定自動車教習所における教育の充実

指定自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

イ　取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

（２）運転者に対する再教育等の徹底

ア　各種再教育の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、若年運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設及び設備の充実を図るほか、講習指導員の資質の向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実を図る。

特に飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

イ　指定自動車教習所の機能充実

既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、指定自動車教習所における地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

（３）二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。

また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

（４）高齢運転者対策の充実

ア　地域における高齢運転者対策の推進

医療・福祉・警察・行政等が参画して地域における高齢運転者対策について検討するネットワーク会議を構築し、高齢運転者がそれぞれの地域において安全に長く運転を続けていくために必要な認知症予防や早期発見に向けた広報啓発、必要な知識及び技能を習得するための交通安全講習会の開催、関係機関間の情報共有など、総合的な高齢運転者対策を推進する。

イ　高齢運転者の安全運転を推進する協力者への支援

市町村交通安全指導員、老人クラブ等の高齢者交通安全協力者、各地区交通安全協会員等高齢運転者の安全運転を推進する協力者を対象とした参加・体験型の交通安全講習会を自動車学校で開催し、自動車の特性や右左折時における対向車両の接近速度と距離感など、高齢運転者が安全運転を続けていくために必要な知識及び技能を習得する機会を提供し、これら協力者による地域における高齢者交通安全講習会等の充実を推進する。

ウ　安全運転を支援する先進安全自動車の普及促進

アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いなどによる高齢運転者が当事者となる重大事故が全国的に散見されることから、「衝突被害軽減ブレーキ等」のアシスト機能を搭載した先進安全自動車の普及を促進し、併せて、サポートカー限定免許の取得も促進しつつ、さらなる安全運転確保に向けた取組を推進する。

エ　効果的な高齢者講習の実施

高齢者講習の効果的実施に努め指定自動車教習所と連携し、細かな講習を実施する等、より効果的な教育に努める。

オ　認知症等の早期発見・対応の推進

各地区運転免許センターに看護師等専門的知識を有する職員を配置し、認知症を含めた一定の病気の疑いのある方等からの安全運転相談の受理や認知症スクリーニング機器を活用した簡易検査を行うことにより、臨時適性検査の必要性の判断と受診勧奨を推進する。

カ　臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把

握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

キ　運転技能検査の実施

加齢に伴う運転技能の低下に着目した対策を推進するため、75歳以上で一定の要件に該当する者に運転技能検査を実施し、高齢運転者対策の充実強化を図る。

ク　運転免許自主返納支援制度の拡充

運転者の代替移動手段の確保など、自治体や関係機関等と連携し、運転免許を返納しやすい環境の整備を推進する。

ケ　高齢運転者標識（高齢者マーク）の着用の徹底（再掲）

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の着用の徹底を図る。

また、他の年齢層には、高齢運転者標識を取り付けた自動車への思いやり運転が推進されるよう啓発を行う。

主な実施内容

【県生活環境部（くらしの安心推進課）】［再掲］

○　自動車教習所における高齢運転者安全運転講習会の開催（県交通対策協議会）

（単位：千円）

事業名	実施場所	受講者数	R7当初予算 事業費
高齢者交通安全対策事業	県内の指定自動車教習所	120人	936

（５）高齢運転者支援の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実を図る。

（６）シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行う。

（７）ＳＤカードによる交通安全意識の高揚

自動車安全運転センターの発行する無事故無違反の証である、ＳＤ（Safe Driver)カードの活用などにより、県民に対する交通安全意識の高揚を図る。

（８）自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行い、適切な指導を実施する。

主な実施内容

【県警察本部（交通企画課）】

○　自動車運転代行業者を認定し、概ね年１回の立入検査と適宜の取締りの実施

【県輝く鳥取創造本部（交通政策課）】

○　県警察と合同で概ね５年周期で全ての業者の立入検査を行い、法に基づいた遵守事項が守られているか確認

（９）自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けてきた。

また、貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和７年４月から安全対策強化の一環として、貨物軽自動車運送事業者の高齢運転者等に対する適性診断の受診も義務付ける。

これらの受診環境を整えるため、平成２７年度に適性診断実施の認定基準を明確化しており、引き続き適性診断の実施者への民間参入を促進する。

(10) 危険な運転者の早期排除

運転免許に対する行政処分を適正かつ迅速に行うほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施に努めるなど、道路交通の場からの危険な運転者の早期排除を図る。

節	第３節　安全運転の確保
項目	２　障がい者に対する配慮
実施機関	県警察本部（運転免許課）

各地区運転免許センターを利用する障がい者等のための設備・資機材の整備及び看護師等の専門資格を持った安全運転相談員によるきめ細やかな聞き取り等の安全運転相談活動の充実を図る。

節	第３節　安全運転の確保
項目	３　安全運転管理の推進
実施機関	県警察本部（交通企画課）

（１）安全運転管理者等に対する安全意識の向上及び指導の徹底

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者等を指導する。

（２）安全運転管理体制の充実強化

安全運転管理者等による運転者教育の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

（３）運転前後の運転者に対するアルコールチェック及び記録化の徹底

安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無を確認すること及びその結果を記録化すること、アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が義務化とされていることから、安全運転管理業務が適切に行われるよう指導する。

節	第３節　安全運転の確保
項目	４　自動車運送事業者の安全対策の充実
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局

（１）事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施

ア　運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

また、事業者の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、事業者における安全教育の充実を図る。

イ　抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者をはじめとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続ける。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

ウ　ＩＣＴ・自動車運転等新技術の開発・普及促進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等の ASV 装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車や車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器､ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。

さらに、運行管理に利用可能なＩＣＴ技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、普及を促進する。

エ　超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ､高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに､乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

オ　業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとや運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成 28 年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全、安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故防止を図るためフォローアップを行いながら対策を推進する。

カ　事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ　運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

ク　自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。また、IT を活用して効果的・効率的な監査・監督を実施する。

令和７年大阪・関西万博等多様な輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保を図るため、空港等のバス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。

事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

以上のような取組を確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。

ケ　自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Ｇマーク事業）を促進する。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Ｇマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し，認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

節	第３節　安全運転の確保
項目	５　交通労働災害の防止等
実施機関	鳥取労働局

（１）交通労働災害の防止

事業場における「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく適正な労働時間等の管理、走行管理、交通安全教育等の実施、交通安全情報マップの作成、健康管理などを促進するために「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

（２）運転者の労働条件の適正化等

ア　監督指導

労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の履行確保のため、監督指導等を実施する。

イ　個別指導等

労働時間管理適正化指導員による個別指導等を実施する。

節	第３節　安全運転の確保
項目	６　道路交通に関する情報の充実
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、鳥取地方気象台、県警察本部（交通企画課）、県県土整備部（道路企画課）

（１）危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の情報提供の充実を図る。

（２）気象情報等の充実

ア　気象情報等

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、特別警報・警報・予報等の適時適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。

また、雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「キキクル（大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報の危険度分布）」や雨雲の動き及び今後の雨、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、冬季においては積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

イ　道路情報提供装置等

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

ウ　観測・監視体制

気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴを活用した観測・監視体制の強化を図る。

エ　気象知識の普及

広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

節	第３節　安全運転の確保
項目	７　エコドライブの推進
実施機関	県生活環境部（脱炭素社会推進課）

エコドライブは、省エネで安全運転にも通じるため、広報活動や体験会の実施などにより県民や事業者による積極的な実践を促す。

節	第４節　車両の安全性の確保
項目	１　自動運転車の安全対策・普及の推進
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられる。一方で自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の安全対策及び正しい知識の普及を推進する。

（１）自動運転車の安全な使用に向けた取組の推進

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車を安全に使用してもらえるような取組を推進する。

（２）自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運

転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。

節	第４節　車両の安全性の確保
項目	２　自動車アセスメント情報の提供等
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を自動車使用者へ提供し、その選択を通してより安全な自動車の普及拡大を促進する。

また、チャイルドシートについても、i-Size 適合のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や地方公共団体窓口等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

節	第４節　車両の安全性の確保
項目	３　自動車の検査及び点検整備の充実
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局

（１）自動車の検査の充実

近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスタ等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図る。また、独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部鳥取事務所と連携し、これらの検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努める。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

（２）自動車の点検整備の充実

ア　自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開し、自動車ユーザーによる保守点検の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守点検について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方式に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和４年１２月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。

イ　不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等の強化により、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

ウ　自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。

エ　自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒヤリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

オ　ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

節	第４節　車両の安全性の確保
項目	４　リコール制度の充実・強化
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

節	第４節　車両の安全性の確保
項目	５　自転車の安全性の確保
実施機関	県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県教育委員会事務局（体育保健課）

（１）点検整備等の気運醸成

自転車利用者が点検整備や正しい利用方法等の指導を定期的に受ける気運を醸成する。

（２）自転車損害賠償保険等への加入促進

近年、自転車が加害者となる交通事故に関し、高額な損害賠償命令が下される裁判例

が全国で散見されていることから、賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済を図るための自転車損害賠償保険等への加入促進を啓発する。

なお、加入促進に当たっては、民間保険会社から自転車保険として販売されている保険商品のみならず、既加入の自動車保険や火災保険の特約として付帯し、安価に加入できる個人賠償責任保険など、加入しやすい保険制度についても紹介する。

（３）灯火の点灯及び反射材用品取付けの促進（再掲）

自転車利用者の夜間における視認性を高め、早期発見による交通事故防止を図るため、夜間走行時の灯火の点灯及び自転車用反射材用品の取付けを促進する。

主な実施内容
【県生活環境部（くらしの安心推進課）】［再掲］ ○　自転車の安全利用推進運動（県交通対策協議会）　令和７年５月１日～５月 31 日

	第５節　道路交通秩序の維持
項目	１　交通指導取締りの強化等
実施機関	県警察本部（交通指導課、高速道路交通警察隊）

（１）一般道における効果的な交通指導取締りの強化等

ア　交通事故実態、事故分析に基づいた交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における交通指導取締活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反、チャイルドシート、シートベルトの非着用等被害増大の要因となる違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより悪質運転者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者や使用者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。

また、引き続き、子ども、高齢者、障がい者の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるＰＤＣＡサイクルをより一層機能させる。

取締り場所の確保が困難な道路においては、街頭監視、機動警ら等により見せる活動を推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用して、通学路等の速度抑制を図る。

イ　背後責任の追及等

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する捜査を徹底し責任追及を行うとともに、適切な行政処分を受けさせて、この種違反の再発防止を図る。

ウ　自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を行う。

（２）高規格道路等における交通指導取締りの強化等

ア　交通実態に即した交通指導取締りの実施

高規格道路等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、

交通流や交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

イ　悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの強化

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過や被害軽減を図るためのシートベルト違反等の交通指導取締りを強化する。

ウ　取締り機器の効果的な活用

高規格道路等における速度超過を伴う事故は死亡事故に直結することから、速度抑制のため、可搬式速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

節	第５節　道路交通秩序の維持
項目	２　交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進
実施機関	県警察本部（交通指導課）

（１）危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第２条又は第３条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

（２）交通事故事件等に係る捜査力の強化等

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

（３）交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

３Ｄレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進し、時代及び社会環境の変化に迅速かつ的確に対応する。

節	第５節　道路交通秩序の維持
項目	３　暴走族等に対する取組
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通企画課、交通指導課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）、県子ども家庭部（家庭支援課）、県教育委員会事務局（体育保健課）

（１）家庭、地域、関係団体等との連携による施策の推進

家庭、学校、職場、地域と青少年育成団体等と連携を図り、青少年の非行等問題行動の防止に向けた施策を推進する。

（２）暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等のい集場所として利用されやすい施設については、管理者対策を徹底するなど、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進する。

（３）暴走族等に対する交通指導取締りの推進

集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、道路交通法違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、暴走族等に対する交通指導取締りを推進する。

（４）暴走関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれ

ぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、環境等の諸事情を明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。

また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇を実施する。

さらに、暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、鳥取県交通対策協議会の部会「暴走族対策部会」を必要に応じて開催し、暴走族対策を推進する。

（５）車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動を積極的に推進する。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

その他、不正改造車両で集団走行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有するとともに、不正改造等の取締りを強化するなど、的確な対応を推進する。

節	第６節　救助・救急活動の充実
項目	１　救助・救急体制の整備
実施機関	県危機管理部（消防防災課）、県福祉保健部（医療政策課）、西日本高速道路株式会社

（１）救助体制の整備・拡充

交通事故の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

（２）多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の傷病者が発生する事案に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等）の連携による救助・救急体制の充実を図る。

（３）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

主な実施内容
【県消防防災課】 ○　心肺蘇生法が実施できるバイスタンダーを増やすため、応急手当普及員講習会（年２回）や、応急手当指導員講習会（年１回）の講習会を開催する。

（４）救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう、その養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習

の実施を推進する。
　また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

主な実施内容
【県医療政策課】 ○　救急救命士の気管挿管等の実習を受け入れる医療機関に対する助成。

（５）救助・救急用資機材等の整備の推進
　救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

（６）消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進
　ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

主な実施内容
【県医療政策課】 ○　救助・救急事案を想定した防災ヘリとドクターヘリの連携訓練を実施予定。 【県消防防災課（消防防災航空センター）】 ○　消防機関及び医療機関と連携し、救助・救急事案を想定した防災ヘリ医師同乗訓練を実施予定。

（７）救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
　複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進する。

（８）高規格道路等における救急業務実施体制の整備
　高規格道路における救急業務については、西日本高速道路株式会社、国土交通省、沿線市町村等が相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うために、連携を強化するとともに、西日本高速道路株式会社、国土交通省、インターチェンジ所在市町村等において、救急業務実施体制の整備を促進する。
　また、西日本高速道路株式会社、国土交通省、関係市町村等は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施を推進する。

節	第６節　救助・救急活動の充実
項目	２　救急医療体制の整備
実施機関	県福祉保健部（医療政策課）

（１）救急医療機関等の整備
ア　初期救急医療体制の整備
　休日夜間急患センターを継続して運用する。
イ　二次救急医療体制の整備
　医療圏単位に地域設定し、地域内の実情に応じた方式（救急告示医療機関又は病院群輪番制）で二次救急医療体制の整備を図る。
ウ　三次救急医療体制の整備
　重症患者を 24 時間体制で受け入れられる体制と高度な診療機能を有する救命救急センターを継続して運用する。
エ　救急医療情報についてインターネットを利用して提供するシステムを運用する。

（２）救急医療担当医師・看護師等の養成等
ア　救急医療従事者の確保

医師の卒前教育や臨床研修において、救急医療に関する教育・研修の充実に努める。

イ　救急医療従事者の資質の向上

救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、資質の向上を図る。

ウ　救急医療を担当する看護師の確保と資質の向上

（３）ドクターヘリ事業及びドクターカー事業の推進

事故や災害の発生時に、医師による救命医療が救急現場等から直ちに行われ、重症救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的として実施しているドクターヘリ及びドクターカー事業について、安全かつ効果的な運用を推進する。

節	第６節　救助・救急活動の充実
項目	３　救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	県危機管理部（消防防災課）、県福祉保健部（医療政策課）

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」（平成 22 年３月策定）に基づき、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進する。

節	第７節　被害者支援の充実と推進
項目	１　自動車損害賠償保障制度の充実等
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通指導課）

（１）無保険（無共済）車両対策の徹底

指導取締りを強化するとともに、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れの防止を広く県民に周知し、無保険（無共済）車両の運行をなくす取組を推進する。

（２）任意の自動車保険（自動車共済）への加入促進

自賠責保険（共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（共済）は、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしており、引き続き加入を促進する。

節	第７節　被害者支援の充実と推進
項目	２　損害賠償の請求についての援助等
実施機関	県警察本部（交通指導課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

（１）交通事故相談活動の推進

ア　交通事故相談所は、円滑かつ適正な相談活動を推進するため、民間の交通事故相談センター等との連絡調整を図る。

イ　交通事故被害者等の心情に配意した相談業務の推進及び相談員の資質向上を図る。

ウ　交通事故相談所の周知を図るため、積極的な各種広報を推進する。

（２）損害賠償請求の援助活動等の強化

ア　警察における救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

イ　法務局及び人権擁護委員、県・市町村による人権相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱う。

ウ　交通事故相談所、日弁連交通事故相談センター、財団法人法律扶助協会鳥取県支部における交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

節	第７節　被害者支援の充実と推進
項目	３　交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通指導課）、県生活環境部（くらしの安心推進課、犯罪被害者総合サポートセンター）

（１）自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

ア　被害者等に対する援助制度の周知

独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等の周知を図る。

イ　重度後遺障がい者に対する援助措置の充実

独立行政法人自動車事故対策機構による介護料の支給及び療育センターの運営に対する援助措置の充実を図る。

（２）交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア　被害者の心情に配慮した相談業務の推進

警察署、犯罪被害者総合サポートセンター、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員、交通事故相談所等では、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務をより推進するとともに、関係機関相互の連携を図る。

イ　民間の犯罪被害者支援団体との連携

鳥取県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した公益社団法人とっとり被害者支援センターと連携を図り、被害者支援を推進する。

ウ　被害者等への情報提供

重大な交通事故事件等について、送致状況、裁判の結果等被害者連絡制度の充実を図る。

また、交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

（３）公共交通事故被害者への支援

ア　平時における取組

（ア）被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教養訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

（イ）事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

イ　事故発生時の取組

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、市町村及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望等を伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう図る。

節	第８節　交通事故原因の調査研究の推進
項目	１　調査研究の推進
実施機関	中国地方整備局鳥取・倉吉河川国道事務所、中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通企画課）

交通事故は人・道・車の３要素が複雑に絡んで発生するものといわれていることから、３要素それぞれの関連分野において、交通事故の発生原因に関する調査研究を一層推進する。

節	第８節　交通事故原因の調査研究の推進
項目	２　情報の共有
実施機関	中国運輸局鳥取運輸支局、県警察本部（交通企画課）、県生活環境部（くらしの安心推進課）

調査研究に基づく交通事故の分析情報については、関係機関・団体のほか、県民に対してもホームページ、広報紙等の広報媒体を活用してわかりやすく提供する。

第２章　鉄道交通の安全に関する施策

節	第１節　鉄道交通環境の整備
項目	１　鉄道施設等の安全性の向上
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。

特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者、視覚障がい者をはじめとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。

主な実施内容

【中国運輸局鉄道部】　（単位：千円）

事業主体	項目	事業量	R7 当初予算事業費	備考
西日本旅客鉄道(株)	軌道の強化	一式	975,332	山陰線、因美線、伯備線、境線
	線路防護設備等の整備	13 箇所	194,788	山陰線、因美線、伯備線
	駅施設の整備	3 箇所	52,000	敬川駅、米子駅
	小計		1,222,120	
日本貨物鉄道（株）	軌道の強化	39 本	3,400	伯耆大山駅
	小計		3,400	
智頭急行（株）	橋梁の整備	1 箇所	53,700	馬々瀬高架橋
	トンネルの整備	1 箇所	10,000	志戸坂トンネル
	小計		63,700	
八頭町・若桜町	軌道の強化	一式	72,449	郡家～若桜駅間
	小計		72,449	
		合計	1,361,669	

節	第１節　鉄道交通環境の整備
項目	２　運転保安設備等の整備
実施機関	中国運輸局鉄道部

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備については引き続き推進を図る。

主な実施内容
【中国運輸局鉄道部】

（単位：千円）

事業主体	項目	事業量	R7 当初予算事業費	備考
西日本旅客鉄道(株)	信号保安設備等の整備	1 箇所	1,568	山陰線
	変電所等設備の整備	2 個	76,180	伯耆大山変電所
智頭急行(株)	信号保安設備等の整備	一式	81,240	あわくら温泉駅～智頭駅間
八頭町・若桜町	信号保安設備等の整備	2 箇所	865	若桜駅
	保安通信設備の整備	3,796m	15,900	通信ケーブル新設
	電路設備の整備	1 件	17,500	コンクリート柱に変更
		合計	193,253	

節	第２節　鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	中国運輸局鉄道部

運転事故の約９割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

さらに、「鳥鐵（撮り鉄）」の地とっとりを守るために鉄道写真愛好者のルールとして定めた「鉄則」の普及啓発を図り、誰もが安全に楽しく撮影する環境の整備を推進する。

主な実施内容
【中国運輸局鉄道部】 ○本文のとおり

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	１　保安監査の実施
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道事業者に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	２　運転士の資質の保持
実施機関	中国運輸局鉄道部

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	３　安全上のトラブル情報の共有・活用
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道事業者の安全担当管理者による鉄軌道保安連絡会議や運転管理者会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。

さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	４　気象情報等の充実
実施機関	中国運輸局鉄道部、鳥取地方気象台

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。また、雨による災害発生の危険度を地図上に表示する「キキクル（大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報の危険度分布）」や雨雲の動き及び今後の雨、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、冬季においては積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて周知する。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やＩＣＴを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。

さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	５　大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
実施機関	中国運輸局鉄道部

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	６　運輸安全マネジメント評価の実施
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価

を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

節	第３節　鉄道の安全な運行の確保
項目	７　計画運休への取組
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

節	第４節　鉄道車両の安全性の確保
実施機関	中国運輸局鉄道部

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

節	第５節　救助･救急活動の充実
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助･救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携･協力体制の強化を図る。

また、鉄道職員に対する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

節	第６節　被害者支援の推進
実施機関	中国運輸局鉄道部

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言を頂きながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故による被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

節	第７節　鉄道事故等の原因究明と事故等防止
実施機関	中国運輸局鉄道部

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員は専門的な研修を受講し、調査技術の向上を図るとともに､新たな調査機材を活用した調査手法の構築､過去の事故等調査で得られたノウハウ、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図る。

また、事故等の調査結果については、「保安情報」として鉄道事業者へ周知し、同種事故の未然防止に向けた指導を図る。

第３章　踏切道における交通の安全に関する施策

節	第１節　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
実施機関	中国運輸局鉄道部、県県土整備部（道路企画課・道路建設課）

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自転車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成 27 年 10 月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

主な実施内容
【中国運輸局鉄道部】　（単位：千円） ○本文のとおり

節	第２節　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
実施機関	中国運輸局鉄道部

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を促進する。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。

主な実施内容

【中国運輸局鉄道部】　（単位：千円）

事業主体	項目	事業量	R6 当初予算事業費	備考
西日本旅客鉄道（株）	踏切保安設備の整備	2 箇所	102,000	因美線、山陰線
八頭町・若桜町	踏切保安設備の整備	2 件	14,387	警報機柱取替等
		合計	116,387	

節	第３節　踏切道の統廃合の促進
実施機関	中国運輸局鉄道部

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、利用状況、う回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

節	第４節　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
実施機関	中国運輸局鉄道部、県県土整備部（道路企画課・道路建設課）、県警察本部（交通指導課）

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。

さらに、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。